

スウェーデン 環境ニュース

Vol. 8 2004年 3月号 ページ1/3

に関しては達成の方向に向かっています。
(環境目標委員会プレスリリース04/2/27)

保護する価値のある国有林の 多くは保護されていない

森の生物多様性保護は まだまだ不十分

スウェーデン議会は5年前の1999年4月、持続可能なスウェーデンを実現するため、2020年までに達成すべき15の環境目標を立てました。今年の2月27日、これら環境目標の達成状況を把握するために2002年6月に設置された政府委員会、「環境目標委員会」が、各目標の達成状況についての報告書を環境大臣に提出し、公表しました。同報告書は、環境目標の達成に関わる行政諸機関による約20の報告書の内容をまとめたものです。各環境目標のタイトルは以下の通りです：

- 1) きれいな空気
- 2) 質の高い地下水
- 3) 生きた湖と川
- 4) 生物が豊かな湿地
- 5) バランスの取れた海と生き生きとした海岸や群島
- 6) 富栄養化をなくす
- 7) 大地や水源の酸性化は自然の範囲以内
- 8) 生きた森
- 9) 豊かな農耕地風景
- 10) 雄大な山岳環境
- 11) 建物や都市計画による住みよい環境
- 12) 毒物のない環境
- 13) 放射線など安全な被曝環境
- 14) 地球を守るオゾン層の保護
- 15) 気候変動の幅を限定された範囲内にとどめる

上記委員会によると、「生きた森」、「富栄養化をなくす」、「毒物のない環境」、「気候変動の幅を限定された範囲内にとどめる」の4目標が、最も達成しにくいものとなっています。他の目標

スウェーデンにとっては林業が主要産業の一つですから、自然保護と林業のバランスは取りにくいものです。森林が伐採される際に市民や環境保護団体が反対運動を行うということは過去も現在もしばしば起こっています。前出8番目の環境目標「生きた森」に含まれる生物多様性の保護を実現し、森林伐採をめぐる摩擦をなくすために、政府はまず2002年、環境保護庁へ国有林の「自然としての価値」の調査を指示しました。2003年末完了の予定であったこの調査は、この2月26日ようやく、環境保護庁が「保護する価値があると判断する国有林と原生林に近い森林」の報告書とし政府に提出してまとめられました。

同庁は、現在は保護されていないが保護する価値があると判断する森林地として885ヶ所を把握でき、それらは合わせて341,000ヘクタールにのぼると報告しました。また、それらの約半分を、2010年まで続けられる新しい自然保護区の制作業の対象にすると提案しました。従来、スウェーデンの森林は3.6%が国立公園あるいは自然保護区として保護されていますが、この調査では、さらに1.4%に相当する面積が保護すべきものとして取り上げられました。保護すべきと判断された森林が一番多いのは、国内最北のノルボッテン(Norrbotten)県とヴェステルボッテン(Västerbotten)県にあります。また、国有林の3分の1が国土の25%を占めるこのノルボッテン県にあります。

国有林は3つの機関によって管理されています。最大の機関は国営林業会社、スヴェアスコグ(Sveaskog)社です。残りの機関は不動産局と軍隊です。この3機関で、スウェーデンの森林の20%に相当する約450万ヘクタールを管理しています。

環境保護庁は、原生林に近い状態の森林について、民間所有の森林も調査する予定にしていますが、その調査はまだ間にあっていません。

(環境保護庁プレスリリース04/2/26)

つづく

スウェーデン環境ニュース

Vol. 8 2004年 3月号 ページ2/3

1ページからつづく

「保護する価値有り」の森林は合法的に伐採されてゆく

国有林の伐採をめくり、国の機関と環境保護団体・住民との対立が最近目立ってきています。環境保護庁をまとめ役に各県にある政府の出先機関が調査し、保護する価値がある森林を把握すると同時に、スヴェアスコ・グ社などその森林を所有する国の機関にその報告をしてきました。にも関わらず、それらの森林で伐採が進んでいるのです。スウェーデン最大の環境保護団体、自然保護協会（SNF）によると今年の2月だけで、2ヶ所での伐採が行われました。環境保護団体は行政機関の姿勢に矛盾があると指摘し、一斉に反発しています。

この状況を背景に、スウェーデンの3大環境保護団体（自然保護協会、世界自然保護基金、グリーンピース）は政府に対し、政府の介入と、環境保護庁が示した保護価値のある森林での全面伐採中止を求めました。そして3月23日、関係4大臣（森林担当大臣、産業大臣、環境大臣、大蔵大臣）が会合を持ちましたが、伐採は合法的に行われているので介入の必要はない、との結論を出しました。環境保護団体は政府が以前から推進している積極的な森林保護政策に対する裏切りだとして厳しく批判しました。環境保護庁が同月25日、代替策として、森林の所有や管理に関わる各行政機関に呼びかけて協議を行い、保護価値のある森林をこれからどのように扱うべきかの共通認識を打ち出していくことになりました。

一方、環境保護団体は、国会議員に働きかけたり、首相に抗議の手紙を送る呼び掛けを行うなど、キャンペーンを続けています。環境保護庁によると、スウェーデンの森林に生息する動植物2,100種が、主に林業が原因で危機的な状況にあります。

（Land誌04/3/24、環境保護庁プレスリリース）

ス04/3/25、3環境保護団体共通プレスリリース
04/3/26、その他）

社会的理由からの保護希望は認められず、森林は切り倒された

自然保護を目的にした議論に交え、一味違った人々の関心を掻き立てる事件がありました。

中でも一番激しいものとしてメディアで注目されていたのは、北方地方の町、ボーデン（Boden）近くのヴァルブトレスク（Valvträsk）村の住民とその支援にまわった環境保護団体、そして国営林業会社スヴェアスコグ社との対立でした。同村の近くの山とその周辺の森林では、70年代から木材生産を目的に肥料をまいたり、間伐をしたりした後に、伐採の適齢期が廻ってきました。住民は、スウェーデン全国で共通の伝統的な、そして自然を責任を持って使うという権利の元で、伐採予定の30ヘクタールの森林とその周辺の森を余暇活動に使い親しんで来ました。また、周囲の地域を含め、エコツーリズムの可能性に期待を寄せその事業開発に取り組んでいます。

スヴェアスコグ社が今年の1月に森林の一部を伐採し始めた時、村の住民と自然保護協会の青年部で独立した環境保護団体、フェルトピオローゲルナ（Fältbiologerna）が伐採の機械を安全に使用するために定められている70メートル範囲内に入り、伐採作業を数日間、実力阻止しました。これに対抗し、地域の零細企業や林業労働者は、林業関連の雇用を守ることが重要なので、伐採は認めざるを得ないと主張するデモを行いました。このような摩擦は、スヴェアスコグ社の理事長と自然保護協会の会長が、全国新聞の投稿記事で論争するにまで発展しました。

スヴェアスコグ社は、持続可能な森林管理の国際的な認証制度であるFSC（森林管理協議会、Forest Stewardship Council）の認証を受けています。この認定基準では、地域住民との協議が重視されています。スヴェアスコグ社は、2年間にわたり住民と協議を続けましたが協議は上手く行かず暗礁に乗り上げてしまったので、伐採遂行に踏み切りました。環境保護団体は協議の仕方に不満を示していますが、認定機関は協議は十分であったと判断しています。

スヴェアスコグ社は、保護すべき自然のある、山の上部の森林を保護するために100ヘクタールの保護
つづく

発行／編集：Lena Lindahl（レーナ・リンダル） 編集協力：土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先：電話／ファックス：03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>

スウェーデン環境ニュース

Vol. 8 2004年 3月号 ページ3/3

2ページからつづく

区を作ることを決めています。また同社は、今回のような経緯で伐採ができないと、約10万人が従事するスウェーデンの林業関係者の雇用に影響が出る恐れがあると主張しています。

結局、警察が介入し、上記伐採デモを中止させました。約15人の若者は特に抵抗もなくデモを中止し、そして伐採予定の30ヘクタールは伐採されました。

(各団体、会社、機関のプレスリリース、DN紙04/1/28、その他)

ワン・クリックで森を守る

「森は守りたいが、デモや対立行動は取りたくない」という、北方の町ルーレオ(Luleå)市に住む女性3人が、企業スポンサーを募り、ホームページを活用する方法で森林保護運動を進めています。彼女らが設立した基金のホームページを訪問し森林保護のボタンを一度クリックすると、クリックした人にはまったく料金がかからずに、150平方センチメートルの森林地を守る資金が提供できます。この資金は、同ホームページに広告を出しているスポンサーが支払っている広告料から出ます。つまり、スポンサーは1クリック当たり0.2クローネ(約2.8円)を寄付しているのです。例えば、広告のサイズが4x4センチで、10万回まで表示すると20,000クローネ(約277,400円)の広告料が支払われます。これにより、0.5ヘクタールの森林の保護に足りる計算になります。このホームページが2月4日に立ち上げられてから現時点まで、2万回以上のクリックがありました。

この基金の収入の75%が森林地購入に使われます。対象になるのは、140年以上の比較的古い森です。森林所有者の中には、森は守りたいが伐採の収入に代わるものがないと難しい、という状況にある人もいます。そこで、ワン・クリック活動でできた資金でその森林地を購入することができます。基金による森林地の購入は2005年からの予定

になっています。

このホームページはスウェーデン語だけですが、スウェーデンの森の保護に貢献したい方はページの真中の楕円型ボタンをクリックしてください。同じ人によるクリックは1日に1度です。:

www.ettklikforskogen.se

(DN04/2/11、基金のホームページ、その他)

フロン冷蔵庫の取り替えに 遅れの見通し

オゾン層を破壊するCFC(フロン)を含有する業務用機器の使用は、議会の1995年の決定により、1999年末までに廃止されました。しかし、CFCが冷媒として使用されている業務用の従来型小型冷暖房機器や換気機器(例えば通常の小型冷蔵庫)の使用禁止は2004年末まで免除されることになっていました。その時期になれば、時間とともに自然にノンフロンのものに移行しているだろうとの推測があったからです。各関係者の共通の理解とコンセンサスによる免除でした。しかし期限が近付いてきている現在でも、それらの小型機器が依然大量に使われているのが現状です。

使用禁止措置は、個人ではなく業務用が対象ですが、当時、アパートなどの賃貸住宅で使われている冷蔵庫や冷凍庫は個人使用のものとして使われていました。しかしスウェーデンでは居住者が自分の冷蔵庫を持ち込むのではなく、冷蔵庫がアパートに整備されているのが普通です。従って、冷蔵庫は不動産業者の責任で住宅を貸す業務の一環として使われている、という見方が主流になりました。「業務用」の解釈が変わってきたわけです。

環境保護庁は、すべての機器を期限内に取り替えるのは非現実的で、使われている間にフロンが排出するわけではないから費用対効果を考えれば非合理的だと判断し、政府に関連政令の改正を提案しています。提案では、900グラム以下のCFCの冷媒を含む機器は使用済みになるまでに使ってよいとする内容です。短期間で大量の機器を一挙回収して、フロンの回収処理を行うのが難しい、という環境保護庁の判断が背景にあります。

2004年末で廃止義務の対象になる機器の正確な数量は知られていませんが、全国で40万個にのぼるとの推測があります。(環境保護庁ホームページ、Ny Teknik誌04/3/24、同04/3/17)

発行/編集: Lena Lindahl(レーナ・リンダル) 編集協力: 土屋なおみ

年11回ファックス・電子メール発行、年間購読料5,000円、記事の転載をしたい方は連絡ください。

問い合わせ先: 電話/ファックス: 03-3422-7019、<http://www.netjoy.ne.jp/~lena>